

【新型コロナウイルス】日本郵便による豪州宛の航空国際郵便物の一部引受再開

2020年11月11日

在ブリスベン総領事館

●日本郵便は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い引受を一時停止していた日本から豪州宛の航空国際郵便物の一部について、11月11日(水)から再開すると発表しました。

●引受が再開されるのは、航空扱いの通常郵便物のうち、書状、郵便葉書、小形包装物(2kgまでの物品。書留扱いを除く。)等です。航空小包及びEMSの引受については引き続き一時停止とされています。

1 11月10日(火)、日本郵便は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い引受を一時停止していた豪州宛の航空国際郵便物の一部について、11月11日(水)から再開すると発表しました。

2 引受が再開されるのは、航空扱いとする通常郵便物のうち、以下の種別です。

- ・書状
- ・郵便葉書
- ・盲人用郵便物
- ・印刷物(書留扱いを除く)
- ・特別郵袋印刷物(書留扱いを除く)
- ・小形包装物(書留扱いを除く)(注:2kgまでの物品)

3 航空扱いの小包(30kgまでの物品)及びEMSの引受については、引き続き一時停止とされています。

4 船便扱いについては通常郵便物、小包郵便物ともに従前から引受可能となっています。

詳細は日本郵便のウェブページをご参照ください。

(オーストラリア宛国際郵便物の引受可否)

[https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview\\_usa.html](https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview_usa.html)

(別紙)

[https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/1110\\_01\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/1110_01_01.pdf)

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>